

葛城市立学校 新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン  
(令和5年5月8日改訂)

令和5年5月8日  
葛城市教育委員会

葛城市立学校における新型コロナウイルス感染症対策等については、これまで感染防止対策の継続が必要であるとして、「葛城市立学校 新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン」に示した内容に基づき、取組を進めてきたところです。

このたび、令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行され、学校保健安全法施行規則の一部が改正されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について（令和5年4月28日）」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」（文部科学省）、合わせて県立学校における「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン（令和5年5月8日改訂）」が示されました。このことを踏まえ、本ガイドラインを改訂します。

## 1 感染拡大防止のための原則

### （1）学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においては、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、学校において、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要です。具体的には、感染状況が落ち着いている平時においても、児童・生徒の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、子どもたちの学びを保障していくことが必要です。

### （2）学校教育活動における感染症対策等

新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、児童・生徒自らが感染リスクを判断し避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行います。

- 家庭と連携し、登校前に毎朝の検温及び児童・生徒の健康状態を把握し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合等には、無理をして登校しないよう、児童・生徒・保護者に対する周知・呼び掛けをします。欠席する場合は、病欠（欠席）の扱いになります。
- その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、軽微な症状があることを以て、登校を一律に制限するものではありません。
- 登校後に発熱等の風邪の症状が見られた場合は、原則として、保護者の迎えを要請します。帰宅後は、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。ただし、軽微な症状があることを以て一律に帰宅させるものではありません。

4. 学校教育活動においては、児童・生徒等及び教職員に対して、マスクの着用を求めることが基本となります。特に熱中症が心配な時期においては、マスク着用は熱中症のリスクを高めますので、登下校や屋外での活動、運動をするときなどはマスクを外しましょう。ただし、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童・生徒及び教職員についても、マスクを着用することが推奨されます。また、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含めて、感染症が流行している場合には、教職員がマスクを着用する又は児童・生徒に対してマスクの着用を促すことも考えられますが、その場合においても着用を強いることのないようにします。
5. 手洗いや咳工チケットを徹底します。  
手洗い) ・外から教室等に入るときやトイレの後、食事の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないようにします。
- 咳工チケット) ・学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、児童・生徒や教職員は咳工チケットの徹底を行います。
6. 気候上可能な限り、常時換気を行います。その際、2方向の窓を同時に開けるなど、外気の導入を行うことで効果的な換気に努めます。また、各教室等にある空気清浄機を常時運転させ、教室内のウイルスの減少に努めます。
7. 常時換気ができない場合は、各授業の途中で数分程度（毎時2回以上）窓を全開にし、換気を行います。また必要に応じてサーキュレーターや扇風機、換気扇などの換気のための補充的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保するよう努めます。
8. 免疫力を高めるため十分な睡眠、適度な運動やバランスのよい食事を取るよう指導します。

### (3) 重症化のリスクの高い児童・生徒への対応について

医療的ケアを必要とする児童・生徒や基礎疾患等がある児童・生徒等については、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、学校での受け入れ体制も含め、学校医にも相談します。

## 2 学習指導に関するこ

1. 各教科等の指導において、換気の確保は引き続き有効な感染症対策となることから、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行います。地域や学校において感染が流行している場合には、以下に掲げるものなど、感染リスクが比較的高い学習活動について、一時的に、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童・生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保することなどの感染症対策を講じます。

- (例) ・児童・生徒が近距離で対面形式となるグループワーク等。
- ・児童・生徒がグループで行う実験や観察及び調理実習。
- ・児童・生徒が共同制作等の表現や鑑賞の活動。
- ・体育における児童・生徒が密集する運動や組み合ったり接觸したりする運動。なお、体育館等で実施する場合は十分な換気を行います。
- ・音楽においては、歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動は、児童・生徒の間隔を十分とった隊形で行います。

### 3 学校行事等の実施について

1. これまで制限されてきた学校行事について、再開を検討することが必要です。その再開に当たっては、コロナ禍に行われた活動の工夫や見直しの内容を踏まえ、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの教育的意義を改めて捉え直した上で、児童・生徒の資質・能力の育成に真に必要な活動を中心にその在り方を検討します。
2. 地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童・生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保することのほか、参加者への手洗いや咳エチケットの推奨、アルコール消毒薬の設置などの感染症対策を講じることを検討します。

### 4 部活動に関するここと

1. 中学校の部活動については、「葛城市部活動の在り方に関する方針」に則り、平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とします。
2. 部活動の実施に当たっても、地域や学校において感染が流行している場合などには、一時的に、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや児童・生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることを検討します。
3. 練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみで行うのではなく、学校として責任を持って、感染拡大の防止に留意します。

### 5 学校給食に関するここと

給食の配食を行う児童・生徒及び教職員について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐などの症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等を毎日点検します。適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとるように努めます。

1. 全員が食事の前に手洗いをするよう指導を徹底します。
2. 配食の際は、児童・生徒が会話を控えることなどの工夫を行います。

3. 食事中は、「黙食」の必要はありませんが、飛沫を飛ばさないように注意することが重要です。

## 6 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童・生徒の状況を把握します。

1. 必要に応じてスクールカウンセラー等による支援を行います。
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、児童・生徒等が心身のバランスを崩していることも考えられることから、児童・生徒等の状況をきめ細かな健康観察等により的確に把握します。
3. 人権教育にも関わって、児童・生徒が感染の有無やマスクの着用の有無、ワクチンの接種を受ける又は受けないことによって差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などが起こらないよう、適切な指導を行います。

## 7 出欠席等について

### (1) 出席停止等の扱いについて

1. 児童・生徒の感染が判明した場合は、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を講じます。感染者の出席停止期間は、発症した日の翌日を1日目として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとします。
2. 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
3. 出席停止解除後、発症から10日後を経過するまでは、該当児童・生徒に対してマスクの着用を推奨します。児童・生徒の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。
4. 同居家族に、陽性が判明した場合や発熱等の症状がある場合においては、児童・生徒に新型コロナウイルス感染症の感染が明らかでなく、かつ、発熱等の症状がない場合は、登校していただくことができます。
5. 児童・生徒が発熱等の風邪の症状で欠席する場合は、当該児童・生徒の新型コロナウイルス感染症の感染が明らかでない場合は、出席停止ではなく、欠席として扱います。ただし、地域や学校において感染が流行している場合などには、季節性インフルエンザ等と同様、新型コロナウイルス感染症に感染している疑いがある場合や、感染するおそれのある場合には、学校長の判断により出席停止の措置を講じることができます。
6. 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童・生徒が、出席停止の期間を経て、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はありません。また、児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関が発行する検査結果を証明する書類は必要ありません。

## 10 臨時休業の実施について

### (1) 新型コロナウイルス感染症への感染等が判明した場合

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合は、学校医等と相談の上、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合があります。

#### 【学級閉鎖】

・以下①、②のいずれかに該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施を検討します。

①同一の学級において複数の児童・生徒の感染が判明した場合

②その他、設置者が必要と判断した場合

(ただし、学校に感染可能期間に来ていない児童・生徒の発症は除きます。)

※上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点から、例えば、同一の学級において、複数の児童・生徒の間で感染経路に関連がない場合やそのほかの学級内の他の児童・生徒に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行わないこともあります。

・学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日を含む。）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、生徒等への影響等を踏まえて判断します。

#### 【学年閉鎖】

・複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖の実施を検討します。

#### 【学校全体の臨時休業】

・複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業の実施を検討します。

### (2) 学習指導に関すること

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため（1）により臨時休業を実施する場合は、家庭学習を課す等の必要な措置を行うとともに、可能な限り早期にオンラインによる授業配信や双方向によるオンライン学習支援を実施します。また、感染者等として出席停止の措置を取っている児童・生徒がいる場合も双方向によるオンライン学習支援を実施します。

### (3) 登校日の設定について

長期間の臨時休業となつた場合は、児童・生徒の学習状況の確認や生徒指導、健康観察を適切に行う観点から、実態に応じて登校日を適切に設定することを考えます。